

令和 2 年 第 1 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 2 年 1 月 29 日（水）午後 4 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 1 階第 2 会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第1号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1件
議第2号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について	1件
報第1号	農地法第 4 条第 1 第 8 号の規定による届出について	1件
報第2号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	5件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	
3	奥村 和彦	
4	長谷川 博	
5	坂崎 寛治	
6	久保 渚	辞職
7	若尾 茂	
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	
10	右高 菜丹	辞職
11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	
13	日比野 敏夫	
14	宮嶋 豊城	
15	小川 松鶴	欠席

16	東 一二美	
17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	欠席

議長 ただいまより、令和2年第1回農業委員会総会を開会する。
 本日は 15 番小川松鶴委員、18 番砂田豊委員から欠席の連絡を受けているので
 16 名中 14 名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定
 により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第 9 条第 1 項による議事録署名委員
 を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、16 番 東一二美 委員、17 番 日比野芳孝 委員の両名を議
 事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請につ
 いて」を上程する。議第 1 号について事務局から説明を願う。

事務局 申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■
 ■■■番地の■■■、■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、
 ■■■■。土地は市之倉町 7 丁目■■■■番、畑、92 m²。両者は兄弟であり、譲
 渡人の弟が耕作できないため、譲受人の兄が売買にて取得します。

議長 それでは議第 1 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

17 番 現場は、隣が竹藪になっている。竹藪との境に重機で幅 60 cm ほどの溝を
 掘っており、竹の根がはみ出してこないような方法を取っているので、問題な
 く耕作をしていただけたと思います。

議長 何か発言はないか。他に発言がないので、議第 1 号について採決を行う。
 議第 1 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 1 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 2 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程する。議第 2 号について事務局から説明を願う。

事務局 令和元年 12 月 17 日に農業会議から議決の実施について依頼がありました。読み上げますが、次のとおり農業委員会の法令遵守について申し合わせます。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

最近農業委員会に関連する事件があったため、責務を再認識するものです。

議長 以前にも説明があったが、農地転用について不正がないようにということである。それでは議第 2 号について、意見があれば発言願う。

14 番 新しく農業委員になる方へも伝えてほしい。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 2 号について採決を行う。議第 2 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 2 号は承認することに決定する。

次に、報告事項に入る。報第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」を上程する。報第 1 号について事務局より説明を願う。

事務局 申請番号 1 申請人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■、■■■■■。申請地は笠原町寺浦■■■番■■、田、594 m²。転用目的は土木資材置場として貸す予定。現地確認したところ稲刈り後の田であり、周りにも影響はないと考える。

議長 報第1号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

14番 本人の資材置場ではなく、貸されるということか。

事務局 そう聞いている。

議長 他に発言はないか。発言がないので、報第1号の報告を終了する。

次に、報第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程する。報第2号について事務局より説明を願う。

事務局 5件

申請番号1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■丁目■■番地の■■■■■■■■■■、外1名。譲受人、東京都西東京市北原町三丁目2番地の22、株式会社アーネストワン。土地は赤坂町1丁目■■■■番■■■■、田、593㎡、2丁目■■■■番■■■■、田、581㎡、計1,174㎡。転用目的は建売住宅、各筆3棟ずつ、合計6棟を建築。耕作者がいましたが、利用権を解除しての届出である。前回の総会から、排水の問題があったが、計画通りで支障はないと確認した。

申請番号2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■■■■■■■。譲受人、土岐市泉西原町1丁目4番地の1、愛岐木材住建株式会社。土地は笠原町権現■■■■番■■■■、畑、412㎡。転用目的は2区画の宅地造成販売。現況は休耕農地で、区画整理がされた土地である。

申請番号3 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■■■■■■■。譲受人、東京都西東京市北原町三丁目2番地の22、株式会社アーネストワン。土地は音羽町2丁目■■番、田、現況畑、314㎡。転用目的は建売住宅で2棟を建築予定。

申請番号4 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■■■■■■■。譲受人、東京都西東京市北原町三丁目2番地の22、株式会社アーネストワン。土地は金岡町3丁目■■番、田、503㎡。転用目的は建売住宅。隣接地と一体利用で6棟建築予定。

申請番号5 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地の■■■■■■■■■■。譲受人、■■■■市■■■■丁目■■番地、■■■■■■■■■■。土地は根本町6丁目■■番■■■■、畑、現況雑種地、95㎡。転用目的は一般住宅の建築。隣接地と一体利用で400㎡ほど、申請地は庭で利用予定。

議長 報第2号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

9番 申請番号3について、現場を通りますと基礎工事を行っているが、許可通知の前に工事を行ってもよいか。

事務局 届出制の区域であるため、既に受理通知書は発行している。

議長 他に発言はないか。発言がないので、報第2号の報告を終了する。
その他に意見があれば、挙手願う。

16番 農業委員会にお願いがある。共栄地区に市が高田テクノパークの造成を行っている。私達の地区の農業用水の真上に4月からつくる計画があるが、雨水以外は流したら困ると話していたが、100m先にある下水に接続はせず、簡易トイレでたれ流すというような話を聞いた。もともと水がないところで、雨が降るとドッと流れる。JRが使うようで、簡易トイレから流して欲しくないが、「決まったこと」だと意見を聞いてもらえないのには納得いかない。水がないところで伐採をするので、地元では反発の意見がある。せめて農業委員会から汚い水は流さないように、下水に接続するように提言してほしい。

地元で簡易水洗を設置しているが、予定外の数で使用する、一時的にも汚い水が流れる経験を知っている。覚書も作らないと言っている。

事務局 簡易水洗なのか、浄化槽なのか詳細がよく分からないようなので、内容を確認して、次回総会に報告する。

議長 本日の議案は以上をもって終了する。
その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回は2月26日水曜日の午後2時00分から。場所は本庁舎1階第2会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3時 00分)

事 務 局

事務局長	小川	健二
課長代理	鈴木	雅美
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和 2 年 1 月 29 日

議事録署名

16 番

17 番

議長